

放課後児童クラブと小学校との連携に関する研究

— 放課後児童クラブへの質問紙調査から —

佐藤智恵・上村眞生・松井剛太¹・七木田敦

(2008年10月2日受理)

The Research on the Cooperation between After School Care Program and Elementary School
— Questionnaire survey to the personnel of After-school care program —

Chie Sato, Masao Uemura, Gota Matsui and Atsushi Nanakida

Abstract: The aim of this study is to clarify it about the actual situation of the after-school care program. Particularly, this study refers to the cooperation between after-school care program and elementary school. The questionnaire was adopted as a method for this research. It consists of thirteen questions. Consequently, 137 responses were collected from the personnel of after-school care program. The following are main result. 1) 60% of the personnel were suffering from the guidance of the child. 2) 20 % of the personnel find it difficult to the cooperation between after-school care program and elementary school 3) The personnel does not have a suitable tool for cooperation with the elementary school.

Key words: after-school care program, cooperation between after-school care program and elementary school

キーワード：放課後児童クラブ、小学校と放課後児童クラブとの連携

I. 問題と目的

「放課後児童クラブ」とは、小学校や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に通う児童のうち、保護者の就労等で放課後の養育が困難なものを対象として、遊びや集団生活の場を提供し、健全育成を図ることを目的に開所されている（厚生労働省：放課後児童クラブガイドライン）。放課後児童クラブは、女性の就労増加や少子化などを背景として、平成9年の児童福祉法改正により「放課後児童健全育成事業」として法律上に位置づけられた。厚生労働省は放課後児童クラブの質の向上を目的として平成19年10月に「放課後児童クラブガイドライン」を策定した。それによると、対象は保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童、その他健全育成上指導を

要する児童である。集団の規模は、おおむね40名までが望ましいとされ、1児童クラブの規模は最大でも70名とすることが明記されている。職員に関しては、放課後児童指導員を配置することが定められており、放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格（1. 母子指導員の資格を有する。2. 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格を有する者又は同法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者）を有する者が望ましいとされている。ガイドラインには、放課後指導員には以下の7つの役割、①子どもの安全の確保、情緒の安定を図ること。②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整

¹ 香川大学教育学部

え、必要な援助を行うこと。④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うこと。⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換⑥児童虐待の早期発見に努めること。⑦その他放課後における子どもの健全育成に必要な活動を行うこと、が求められている。

保護者との連携については、「保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。」が求められている。加えて、放課後児童クラブでは家庭との連携だけではなく、学校との連携も必要とされており、ガイドラインにも「学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。」と記載されている。このように放課後児童クラブやそこで働く放課後児童指導員には、児童の健全育成について大きな役割を担うことが期待されている。そのため、ガイドラインでも、資質向上のための研修会の実施や障害のある児童を受け入れるための職員研修に努めることが求められている。しかし、学校開校日だけでなく、学校休業日にも8時間以上、開所しなければならない放課後児童クラブの指導員は多忙な業務であることが予想される。これまで放課後児童クラブに関する研究は、丸田(2005)、齋藤・大塚(2006)、谷本・谷本(2006)、野呂(2008)、三上(2008)、などによって行われている。谷本・谷本(2006)は市内の小学校に在籍する1,2年生全児童の保護者を対象にアンケート調査を行い、施設数や定員数、運営内容の検討が必要であることを明らかにした。三上(2008)は統合学童保育所¹⁾に対して巡回相談員による相談や研修が行われている先進的な地域に関して2002年にアンケート調査を行い、統合学童保育指導員は巡回相談員が行う支援に対して、保護者との協力と連携、専門間連携、保育力形成に関するニーズが高いことを報告した。

2007年のガイドライン策定以降の実態については、わずかに研究が行われているのみである(野呂2008)。

野呂(2008)は、幼児期以降の養護の場としての学童保育所¹⁾に着目した。近隣の幼稚園などとの交流を行っている学童保育所は48%にとどまることから、情緒の安定を図り集団生活づくりを展開している幼児期の活動を、小学校以降の放課後生活へもつなげていく必要があるとして、指導員と幼稚園・保育所との相互交流といった連携の必要性を述べた。

連携ということにおいては、小学校教員と放課後児童クラブ指導員の連携の重要性も挙げられる。野呂の

研究でも、小学校との連携が必要であると触れられているが、詳細には語られていない。

そこで本研究では、ガイドライン策定後のH市内の33か所の放課後児童クラブで働く放課後児童指導員にアンケート調査を実施し、小学校との連携を中心に、放課後児童クラブやそこで働く指導員の実態を明らかにすることを目的として研究を行う。本研究により、今後の児童の健全育成について必要とされる、よりよい支援体制について示唆が得られるものと考えられる。

II. 方法

1. 調査の対象と調査手続き

H市は人口約18万人の都市であり、放課後児童クラブの対象となる小学校1～3年生は市内に約5000人が在住している(H市ホームページ・平成20年8月末現在)。近年のH市では、市街地の小学校では人口増加に伴い在籍児童数も増加している一方で、市街地以外の地域では過疎化が進んでおり(文部科学省・厚生労働省放課後子どもプラン連携推進室ホームページ)、放課後児童クラブにおいても同様の状態があると言える。H市内には33か所の放課後児童クラブがあり、全てH市により運営されている。実施場所は、小学校内の空き教室、小学校隣接地の専用施設、福祉センターなどである。

調査は、H市内33か所の放課後児童クラブに勤務する全指導員336名を対象に実施した。2007年11月に各放課後児童クラブ宛てに返信用封筒を同封したアンケート用紙を郵送した。回答数は137名(回収率40.8%)であった。

2. アンケート項目

アンケートは、(1)指導員の資格について、(2)カリキュラム等の有無、(3)保育をする上で参考になっていること、(4)研修等の受講頻度、(5)他のクラブとの交流、(6)クラブでの主な活動、(7)特に力を入れている活動、(8)子どもの指導について、(9)保護者への対応について、(10)小学校との連携について、(11)経営について、(12)特に配慮が必要な児童の行動について、(13)特別な配慮が必要な児童に行っていること、の13項目について質問を行った。回答の方法は、それぞれ選択肢から該当するものを選択する形式を取った。また、必要に応じて自由記述での回答を求めた。

Ⅲ. 結果と考察

1. 指導員の資格について

複数の資格を有している指導員が大半であった。保育士・幼稚園教諭・中学校教諭・高校教諭の資格を有する者が多く、次いで小学校教諭の資格を有するものが多かった(図1)。放課後児童クラブに在籍する児童は小学校1～3年生だが、実際には小学校教諭免許をもっている指導員はわずかであり、取得資格と職務内容に差があることが明らかになった。

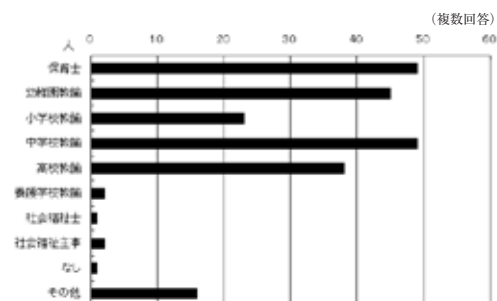


図1 指導員の資格について

2. 教育方針について

(1) カリキュラム等の有無

半数のクラブが明文化された指導指針やカリキュラムを有している半面、35%のクラブにはカリキュラムなどがないことが明らかになった(図2)。指針やカリキュラムなどを持たない中で教育を行うことは、どのように児童の指導を実施すればよいのかという不安を指導員に生起させることになり、それは指導員の心理的な負担の増大につながったり、放課後児童クラブの質の向上を妨げるおそれがあることが考えられる。

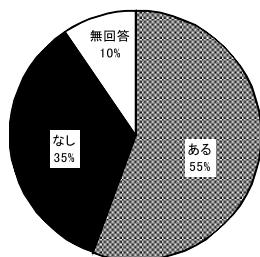


図2 カリキュラム等の有無

(2) 教育をする上で参考になっていること

教育をする上で参考になっているのは「施設の方針」であると答えたものは少なく、実際にはカリキュラムを有していてもそれを参考にしている指導員は少数で

あることが明らかになった。指導員が参考にしていることは、先輩・同僚からのアドバイスが最も多く、次いで、研修会・講演会で学んだこと、文献などから得た知識を参考にすると回答したものが多かった。自らの育児経験や教育経験を参考にしていると回答したのも30名あまりいた(図3)。

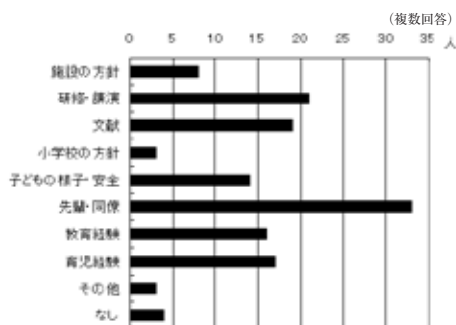


図3 教育をする上で参考になっていること

3. 質的向上への取り組み

(1) 研修等の受講頻度

研修会への参加頻度で最も多かった回答は半年に1度(31%)、次に、2,3か月に1度(23%)、1年1度(14%)であった(図4)。ほぼ半数の指導員が半年に1～2度、14%の指導員が1年に1度は研修会への参加機会があると回答した。研修会に参加し、日常とは異なる時間を持ち、新しい情報を得るなどの刺激を受けることで、指導員の職務への意欲や児童への理解は、より高まることが予想できる。一方、20%近くの指導員は、研修への参加機会が全くない、或いはあったとしても何年かに1度であることが明らかになった。放課後児童クラブは、小学校や幼稚園・保育園などと比較して1施設内の職員数が少ない場合が多く、また土曜日や長期休業期間も開所しているために、研修会などに参加したくても、参加困難なことが考えられる。このことから、H市の指導員は研修会などに参加することで得られる最新の情報を知ることや、自らの保育を繰り返る機会が持ちにくい状況であることが示唆された。アンケートの自由記述には「虐待を受けている子どもがおり親からも相談を受けている。家庭相談士と連携を取り対応しているが悩むことも多い」、「明確な指導方針が確立されていないため、迷ってしまう点が多々ある。指導に対しての勉強する機会がない」、「特に配慮が必要な子どもについての対応の仕方、手立てがわからず話し合いをしながら色々考えている」などさまざまな問題や悩みを抱えながら、それぞれの事例に対応をしていることが示された。また「質を高めていくにはどうしたら良いのか日々悩む」、「常

勤でも加配でももっと研修や交流があっても良いと思う、学童の質を上げていかないといけない」という記述もあった。研修受講の機会があることで、さまざまな新しい情報を得ることが可能となり、それによって保育の質も向上することが考えられ、指導員自身もそのことを望んでいることが伺える。

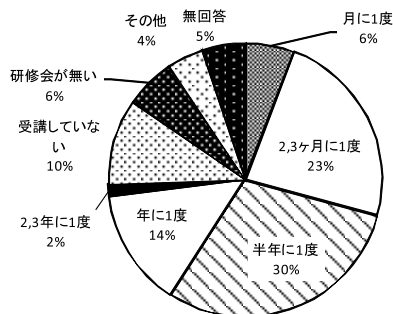


図4 研修等の受講頻度

(2) 他のクラブとの交流

他のクラブとの交流については半数近くの指導員が交流をしていると回答をした(図5)。勤務クラブ内だけでなく、他クラブとの交流により情報交換などが行われることは、研修会への参加機会が十分に確保できない状況の指導員にとっては、学びの機会の一つになっていることが予想される。

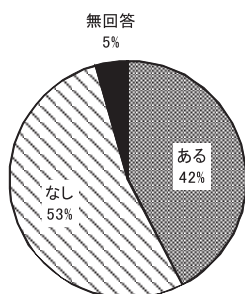


図5 他のクラブとの交流

4. 活動

(1) クラブでの主な活動

クラブでの主な活動については、「学校の宿題」であると答えたものが多かった(表1)。これは、放課後児童クラブが、放課後の家庭での養育を補完する場として機能していることから当然といえる回答であった。谷本・谷本(2006)の報告でも、保護者が放課後児童クラブに求める活動内容のうち最も多いものが「宿題」であったことから、保護者のニーズと放

課後児童クラブの実施内容が一致していると言える。次いで「読書」という回答が続いた。このように学習につながる活動が多くクラブで実施されていることは、保護者のニーズに沿ったものであることが考えられる。ガイドランにもその必要性が述べられており、サッカーやブロックなど遊びを通じた活動が行われていることも確認できる。その他自由記述の回答には、手芸やけん玉などその時の児童の興味関心に沿ったものを取り入れていることが書かれた。少数ではあったが「下校時間が遅いために宿題以外のことには取り組めない」といった回答もみられ、指導員がクラブ内における活動として学校の宿題以外の活動の実施が困難なケースがあることも確認された。

表1 クラブでの主な活動(複数回答)

活動名	人	活動名	人
学校の宿題	132	サッカー	98
読書	122	ドッジボール	80
カプラ・ブロック	88	野球	76
カードゲーム	79	バトミントン	56
囲碁・将棋	67	バレーボール	16
ビデオ	55	自然体験	50
テレビ	22	農業体験	3
課題学習	21	釣り	1
パソコン	7		

(2) 特に力を入れている活動

特に力をいれている活動では、学習面などにつながる項目が挙げられた。学習面以外での項目では、室内での遊びよりも戸外で体を動かす活動に重点が置かれている現状であることが明らかになった(表2)。その他特に力を入れていることとして記述されたものには、「集団遊び」や「ルールのある遊び」が多かった。このことから、クラブという集団の場においても、児童の中で集団遊びが自然発生的に行われにくい状況であることが推測され、集団遊びやルール遊びの力をつけたいと考える指導員が多く存在することが考えられる。また、異年齢での遊びを挙げているものもあった。このことから地域において異年齢で遊ぶことの少なくなった子どもたちに、クラブならではの経験をしてほしいという指導員の思いが伺える。また少数ではあるが、基本的な生活習慣の獲得に力をいれているとの記述がみられた。ガイドラインにおいて指導員の役割として示されるように、指導員の職務が、学習面の指導から基本的な生活習慣指導まで多岐に渡ることが明らかになった。

表2 特に力を入れている活動（複数回答）

活動名	人	活動名	人
学校の宿題	65	ドッジボール	21
読書	53	サッカー	18
カードゲーム	16	自然体験	18
囲碁・将棋	16	野球	11
カプラ・ブロック	8	バトミントン	9
課題学習	6	バレーボール	3
ビデオ	3	農業体験	0
パソコン	1	釣り	0
テレビ	0		

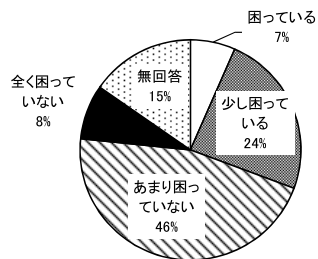


図7 保護者への対応について

連絡がなく家庭の様子が分からない。」「保護者との連携がとりにくく保護者の思いが伝わってこない。」「保護者からのクレームの対応」などの回答があり、連携の困難さやそこから派生する問題があることが明らかになった。

5. 困った状況への対応

(1) 子どもへの指導について

子どもの指導については6割以上の指導員が困っていると感じている（図6）。特に自由記述には「指導を聞き入れない子どもが他の子どもに波及する」、「子どもが言う事を聞かない」、「学校と家庭とクラブでは態度が違う子どもへの対応」、など、具体的な困った状況が記された。これは、放課後児童クラブにおいて、児童の指導に関する明確な方針が定まっていないことや、本研究のアンケート項目1で明らかになった、指導員の取得資格がクラブ在籍児童との年齢と合致していないケースが多いことが要因の一つであると考えられる。また「障害を持っている児童が2人おり、パニックになった時に児童に危害を加える恐れがある」という記述からは、障害児への十分な理解や適切な対応が不十分なケースがあることが考えられる。

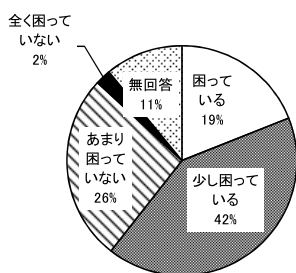


図6 子どもへの指導について

(2) 保護者への対応について

保護者への対応については、約3割の指導員が困っていると感じていることが明らかになった（図7）。ガイドラインにおいても保護者と信頼関係の構築が必要であると述べられている中で、その困難さが確認されたといえる。特に困っていることについての自由記述からは「保護者に連絡をとるが保護者からはあまり

(3) 小学校との連携について

小学校との連携については、約2割の指導員が困難を抱えていることが示された（図8）。自由記述によると、小学校との連携方法は、「児童の送迎時に立ち話をする」、「問題行動など気になることがあった時に連絡をとり話し合いをする」、「子どもが登所するまでの時間話し合いをする」、「月2回のミーティングをする」、「1～3年生の全ての担任にクラブに来てもらい話をする」、「普段は連絡ノートを利用している」、など各クラブによって連携方法に差が見られた。非常に少数であるが「小学校との連携は常勤職員に任せている」「家庭相談員に担任と話す必要はないと言われたので連携はしていない」という回答もあり、それぞれの勤務形態などによっても意識に違いがあることが明らかになった。また、小学校との連携は困っていないという回答が約半数を占めていた。しかし、一方では実際の児童の指導場面では困っていると回答したのも多く、児童への指導における困難については、小学校との丁寧な連携を行うことで改善することも考えられ、実際には、小学校との十分な連携が行なわれているとは言い難い状況であるといえる。自由記述の欄にも、「学校とクラブをコーディネートする専門家が必要、クラブの目的と学校の目的が違うので指導方法がずれる」、「小学校へはこちらから自主的に顔を出したり先生方へ子どもの相談を持ちかけたりしているくらいで、きちんとした連携が取れていないように思える」、「学校の予定の変更が伝わってこないことがある」、「小学校といきいきが持っている情報が同一ではないこと」「学習に課題のある子について学校がどのように指導されているのか分からない」、「放課後はクラブが忙しく、時間帯が異なるために学校との連携が難しい」などの記述があり、小学校の担任と会う機会はあ

でも上手く連携がとれているかどうかについては不安を感じている指導員がいることや、小学校と放課後児童クラブでは時間帯が異なることによる連携の取りにくさがあること、児童の具体的な指導方法を知る機会がないことなどの実態が明らかになった。ガイドラインにおいても個人情報に留意した上で積極的に行うことが挙げられており、今後緊密な連携が必要となることが予想される。

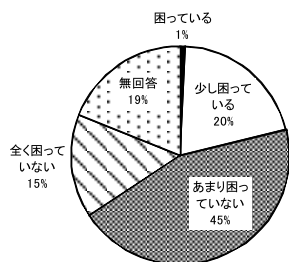


図8 小学校との連携について

(4) 経営について

放課後児童クラブの経営については約2割の指導員が困難さを感じていた(図9)。自由記述には「全員一緒に座る場所がない。」「人数に対して部屋が狭い。」「人数が多く様々な子どもがいる、部屋が狭いため窮屈な思いをしている。」など児童の生活空間が十分ではないクラブの存在も明らかになった。

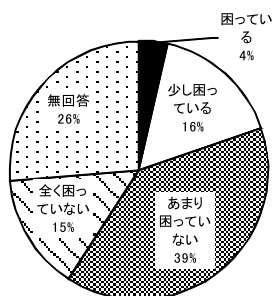


図9 経営について

6. 特別な配慮を必要とする児童の受け入れ

(1) 特に配慮が必要な児童の行動について

特に配慮を必要とする児童については、ガイドラインにも積極的な受け入れが示されており、そのための指導員の資質向上が挙げられている。アンケートの回答から指導員は感情のコントロールが苦手の児童、集団参加など他児との遊びが困難な場合、指示が伝わらない場合などに特に配慮が必要だと感じていることが明らかになった(図10)。特に困っていることについ

ても「障害を持った子が健常児と共に一教室で過ごすため大変」、「障害児の対応に少し戸惑うことがある」という障害児への対応に対する記述がみられた。また障害児ではない手がかかる子どもが多いことや、勝手な行動をとる子どもが複数いることも記述された。しかしこれらの児童は個別的なかかわりにおいては特に問題がない場合も多く、今後、児童がどのような支援を必要としているのかということについて、指導員による見極めが重要となることが考えられる。

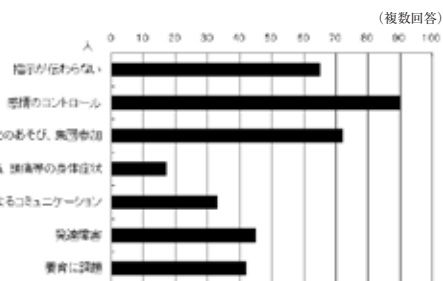


図10 特に配慮が必要な児童の行動について

(2) 特別な配慮が必要な児童に行っていること

特別な配慮が必要だと思われる児童に行っていることとしては、指導員同士の連携を行っているという回答が最も多かった(図11)。続いて小学校担任との情報交換、親との話し合いの機会を増やす、などの回答が続いた。クラブ内での連携や相談などは広く行われているが、小学校担任との連携は必ずしも上手く行っていないことが、前述の質問項目でも明らかになったように、今後、連携にむけての早急な体制作りが必要であると考えられる。

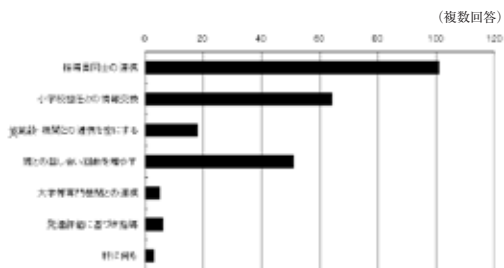


図11 特別な配慮が必要な児童に行っていること

IV. 総合考察

本稿では、H市の放課後児童クラブで勤務する指導員を対象にアンケート調査を実施し、小学校との連携などについての実態を明らかにした。H市の放課後児童クラブでは、今回の研究で特に注目した小学校教員

との連携に関して困難を感じているのは、2割の指導員であった。自由記述には「児童に何か問題があった時に話をしているので、連携はとれている」という内容の回答が多くみられた。しかし、本調査から得られた結果では多くの指導員が児童の指導に悩みや不安を感じており、実際には小学校教員と十分な連携が行われているとは言い難い現状が考えられる。また、「連携に特に問題を感じていない」と回答した指導員においても、小学校への送迎時などに、小学校教員と立ち話程度の会話をすることで連携をしていると捉えているものが多く、連絡ノートやミーティングなど明確な連携方法を用いて小学校教員との連携を行っているものは数人であった。

児童に何か問題が起こってから、その対応方法を検討するために連携を行う方法は、児童だけでなく指導員にとっても、さまざまな精神的負担が生ずることが推測される。日常的に、児童クラブの指導員と小学校教員が児童について十分な連携を行うことで、問題を回避できることも考えられ、たとえ問題が起こった場合でも、指導員・小学校教員ともに迅速な対応が可能になると思われる。さらに、日常的な会話を通してのみの連携方法では、どちらかが多忙や不在であった場合には、十分な連携が行なうことができなかつたり、連携することで得られた情報の蓄積が行いづらいことが考えられる。今後、生活時間帯の異なる小学校教員と放課後児童クラブ指導員との連携において、日常的な会話だけでのやりとりだけでなく、学校、児童クラブというそれぞれの場での児童の姿を伝えることが可能となる有効なツールの開発や支援体制の構築が必要であることが示唆された。特に、今回の調査でもH市の多くの放課後児童クラブで、特別な配慮が必要と思われる児童の在籍が明らかになった。特別な配慮が必要と思われる児童への学習指導や生活態度への指導には、小学校と放課後児童クラブが同様の姿勢で指導や支援を行うことの重要性は明らかであり、早急な対策が望まれる。

また、本調査により、H市では、全ての指導員の研修への参加機会が十分でないことが確認された。経営

面での問題を抱えている児童クラブも2割ほど存在するが、保護者対応や特別な配慮が必要な児童への指導など放課後児童クラブの質の向上のためには、全ての指導員が定期的に研修会に参加できるような体制作りが必要であり、今後の課題であることが示唆された。

【注】

1) 三上(2008)、野呂(2008)の論文では、放課後児童クラブのことを指す際、一般的に広く使用されている言葉として「学童保育所」という言葉を用いている。本稿では「放課後児童クラブ」という名称を用いたが、引用を行うにあたっては、それぞれの原文のとおり用いた。

【引用文献】

- 厚生労働省(2007)放課後児童クラブガイドラインについて(平成19年10月19日発表)
- 丸田秋男(2005)放課後児童クラブにおける子どもの実態と新たな課題 現代社会文化研究33, 143-154.
- 三上岳(2008)統合学童保育の巡回相談に求められる支援ニーズ:都内のある自治体における学童保育指導員への質問紙調査から 発達心理学研究19(2), 183-194.
- 文部科学省・厚生労働省放課後子どもプラン連携推進室ホームページ2007 <http://www.houkago-plan.go.jp/exam/hiroshima03.html> (2008/09/29)
- 野呂アイ(2008)養護をめぐる幼小の連携から—小学生の放課後の生活と居場所を考える— 保育学研究, 46(1) 51-61.
- 齋藤修・大塚健樹(2006)児童館・放課後児童クラブの現況について:岩手県において 盛岡大学短期大学部紀要 16, 1-12.
- 谷本弘子・谷本要(2006)放課後児童健全育成事業の課題—保護者へのアンケート調査から— 小児保健研究, 65(2) 363-368.